

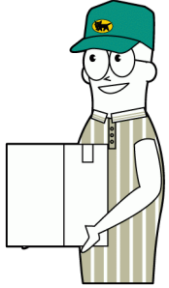


# イギリス

対応エリア：北アイルランド、その他離島などを除く。

留学宅急便

ヤマトロジスティクス株式会社



この商品をご利用いただく際の条件です。スムーズなお届けの為に、必ず確認をお願いいたします。

## お荷物を取扱いただける条件

- イギリスに1年以上滞在予定であること
- EU圏外に続けて12ヶ月以上お住まいになっていること
- イギリスへ入国していること…ご本人様入国後の通関です、お荷物だけを現地ご自宅に先送りしておくことはできません
- ご本人入国後、6か月以内にイギリスで荷物の通関を終了すること
- 後述の書類(『3.お客様にご用意いただくもの』参照)がご準備できること

## ご用意頂く書類

書類名		ご用意頂く書類	日本で荷物と一緒に お預り	現地の ヤマトに提出
<input type="checkbox"/> 留学宅急便インボイス		○	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> パスポートのコピー(顔写真の1~2ページ)		○	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 出国を証明する書類(eチケットのコピー、旅程表コピーなど)		○	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> EU圏外に住んでいた証明	①日本の住民票のコピー	①~③のいずれか一つ	<input type="checkbox"/>	
	②日本の家が持家の場合、登記書のコピー			
	③日本の家が賃貸の場合、賃貸契約書のコピー			
<input type="checkbox"/> ToR01入力後の印刷書類(次ページ参照)		○	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> ビザのコピー(ENTRY CLEARANCE)、もしくはBRPカードのコピー		○	どちらでも可	
<input type="checkbox"/> 英国住居の証明書類	①英国側会社発行の雇用証明書のコピー (雇用証明書にて住居を証明するためには、ToR01の住所欄(2ページ目)に会社の住所を入力する必要があります)	①~⑤のいずれか一つ	<input type="checkbox"/>	
	②一時滞在用のホテルの予約書のコピー			
	③イギリス住居の賃貸契約書のコピー			
	④水道代や電気代の請求書のコピー (英国住所、お客様名の記載されているもの)			
	⑤給与明細のコピー (英国住所が記載されているものに限り。また給与額は黒く塗りつぶしてください)			

◎「日本のヤマトに提出」いただく書類は、集荷時に荷物と一緒にお預りします。

◎「現地のヤマトに提出」いただく書類は、お客様がご入国後に現地のヤマトから送付方法や送付先をご案内いたします。



## 『ToR01』申請について

イギリスにおける引越荷物の通関で『ToR01』というフォームへの入力が必要になりました(2017年4月1日から)。  
 なお、**複数回荷物を送る場合でも、入力は1度のみで結構です。**

『ToR01』フォームのURL:

<https://www.gov.uk/government/publications/application-for-transfer-of-residence-tor-relief-tor01>

※ ご参考までにToR01入力画面の和訳を別紙ご用意しております。

## ToR01申請の流れ

日本で行うこと

- ① お客様による「ToR01」フォーム入力、印刷、ご署名  
 ※印刷が難しいお客様は入力完了後にPDFファイルが保存されますので、それをヤマトにメールで送ってください。
- ② 荷物と一緒に「ToR01（ご署名頂いたもの）」をヤマトに提出

イギリスで行うこと

- ③ お客様→イギリスヤマトに「英国住居の証明書類（前頁参照）」を送付
- ④ イギリスヤマト→イギリス税関に書類送付（申請）



申請から許可が下りるまで、5~10営業日  
かかります

**注意**

万が一、ToR01の申請が英国側にて受理されなかった場合、通関に関わる追加費用はお客様の負担とさせていただきます(金額はお荷物の内容によって変動いたします)。

- ⑤ イギリス税関→お客様のメールアドレスに許可番号（REF NO）送信

許可が下りると①ToR01で入力したメールアドレスに、イギリス税関から許可番号が送信されます。  
 メール差出人: [\\*\\*\\*@hmrc.gsi.gov.uk](mailto:***@hmrc.gsi.gov.uk) (税関職員の個人アドレスから送信されますが、ドメインは固定)  
 ※ メール件名には「TOR」というワードが含まれます。

- ⑥ お客様→イギリスヤマトに許可番号を転送

税関から送られてきた許可番号をイギリスヤマトに速やかにご送付願います。

日本から発送  
(航空機への搭載)

お預かりした航空便お荷物は、イギリス税関からの許可番号を入手後、日本にてお荷物を搭載・発送致します。

イギリスに荷物が到着  
税関検査の開始

## お荷物としてお受けできないもの

現在**食料品**に関して  
**受託停止**とさせて頂いて  
 おります

食品・飲料品	全て(サプリメント含む)
文書・書籍	ポルノ、政治的煽動文書
貴重品	現金、有価証券、株券、手形、貴金属、古美術品、価格価値が困難なもの
危険品	エアゾール式スプレー、花火、鉄砲・刀剣類(モデルガン・模造刀も不可)、引火性物質、マッチ、ライター、ライター用ガスボンベ、発火物、化粧品(香水、マニキュア、除光液など)、ヘアカラー、油性塗料など(可燃、引火性のマークのあるものは不可です)
化学品	毒物、劇物、麻薬
その他	リチウム電池を含む物(パソコン、炊飯器、デジタルカメラ、携帯ゲーム機等)、カイロ、生きている動植物、ワシントン条約によって取引の禁止されている皮・毛皮・角・骨・象牙などの加工品、土(他の物に付着したものを含む)、腐りやすいもの(生の食品など)、ワラ製品(ゴザなど)、法令等により必要な輸入証明書・承認書がないと送れないもの、タバコ、香水、種子、日本製コードレス電話機

## その他ご注意が必要なもの

- ① 新品の品物・新品とみなされる品物・化粧品・消耗品等は**課税の対象**となります。また、検査品目であるため、現地において輸入通関に日数がかかりますので、通常より配達が遅くなってしまいうことでもあります。予めご了承下さい。
- ② 医薬品(医師の処方箋の要らない、家庭用常備薬)・コンタクトレンズ用品・化粧品のお持込み量に関しては、特に明確な規定量などはございませんが、あくまで個人のご使用量(概ね2ヶ月で消費できる程度)に限るものであり、常識に照らしてご判断頂くことになります。

## 連絡先

## 欧州ヤマト運輸 ロンドン支店 (国番号:44)

TEL: 0208-427-3538

FAX: 0208-427-3557

E-mail: [removals.uk@yamatoeurope.com](mailto:removals.uk@yamatoeurope.com)

\*問合せ時は『留学宅急便』をご利用の旨お伝えください

土日の営業は行っておりません